

# 重要

## 賃上げの申請書について

### ■賃上げの届出書等の期限

6月3日(必着)です。(厚生局に郵送にて)

### ■段取り

ポイントは、2つ。

疑義照会(4/1)と、東京都医師会の講習会(4/24)ここで、ルールが固まる。

となると…ものが賃上げなので。

スタッフさんたちに、賃上げの話をして、新しい雇用契約書を作ってハンコもらって。書類を整えて。となると。

今までの感覚の先生たちは、実質的には、4月24日の東京都医師会の講習会を聞いてから、何とかしようと思うけれど。

それじゃ。。。実質的には、1月しかない。



(でもね～提出するべき、事業計画書とか、報告様式を見ると、そもそも理解できる先生がどれだけいるのか？そっちのほうが、私には、怖いのです。しかも、モノが賃金なだけに、できの良い受付スタッフにやっついて。と丸投げするわけにもいかず。結局は、先生みずからが、どうしようか～、これでいいのかなあ～と、悩み始めると思うのです4月24日以降で。)



経営企画室  
尾上千晶税理士事務所  
税理士 尾上千晶

で。。。連休中から、5月中になって、なんだかんだと、いろんなところで始まる説明会とかで、質問をしつつ。。。という流れになると思うのです。

結局は、5月が、関ヶ原でしょう。普通の先生たちは。

### 話を聞いてない先生



賃上げてさ！俺損するの？  
やらないといけないの？  
俺の点数上がらないのに、従業員に賃上げしない  
といけないの？

(というピントずれた話が、5月に始まる)

で・・・悩みに悩んで、提出するのが、5月末となり。。。あ～やれやれ。というのが現場です。でも、今回は、3月ごとに実績報告があり(年間1回も2回あり)というのが、その後追いかけてくるのを考えると・・・先の先まで理解してないと、辻褄があわなくなり・・・突っ込まれることに。先生は、きっと、イヤになると思う。

## ■うちの対応

3月の給与が出た段階で、今回の賃金改定のための、たたき台の資料を作ります。

- ① 結局、いくら賃上げすればいいんだ？
- ② 賃上げして、自分のところは、何点とることになるのか？

この2つのポイントを、計算をします。

もう・・・4月1日の疑義照会がでたと同時に、計算を始めないと間に合わない。

たたき台を、作って、先生と相談。

4月1日～4月20日くらいで、大まか先生と、内容を理解した上で。

東京都医師会の講習会(4/24)で、答え合わせをして。



経営企画室  
尾上千晶税理士事務所  
税理士 尾上千晶

(ゴールデンウィーク明け)

先生と、賃上げの金額を最終合意。

同時に、ベースアップ評価料のⅡを、8つの区分のどれを取るかを、確定させて。

従業員の雇用契約書の新しいものを作成して、スタッフからも合意を得て。

最終的な、厚生局へ提出する資料を作成して。

5月20日頃までには、厚生局へ提出。

という流れになると思います。

うちは、早く初めて、さっさと終わるわよ～。  
他にもたくさんやる事、あるのよ～。

悩んでも仕方ないブー。  
さっさと数字を出して、対応するブー。



## ■ 申込の締切を3月末にします

うちの計算の申込締切は、3月末にします。

この話は、たたき台の作成を、スタートダッシュで始めないと、間に合わないの。

この計算をする申込期限を、3月末にします。

申込順で、対応します。

で。。。4月24日の東京都医師会の講習会の時には、大方終了しているつもりです。  
(たたき台の状態ですが)



経営企画室  
尾上千晶税理士事務所  
税理士 尾上千晶

## ■ こんな人が、必ずでるのです！

(ありそうな話ですが、こんな人必ずいるのです。)

自分でやろうと思って、なんとかしようとしたけれど、4月24日の東京都医師会の書類みたら、全然わからなくて～。厚生局に電話しても、全然、電話が繋がらないの～。うちは、4月に賃上げしてるんだけど～これでいいんだよね？あとから、なんとか、書類をごまかして、今回の賃上げの書類の中に紛れ込ませても、わからないでしょ？大丈夫だよね？調査なんか来ないよね～。(と…5月に電話相談を平気で2時間ずーっと)

この時は、いいよね？これは、ダメ？と、自分なりのズルを、提案したあと。疑義照会で、ダメと書いていると回答することになり。

……とずーっと、根ほり葉ほり聞いたあと…自分の思いどおりに、ならないと  
なると、結局自分でやると言い張り。

勝手な数字を出して提出。

その後、3月ごとの報告書で、辻褄が合わないとすると、手のひら返し  
で、だってえ～うちの税理士さんが、これでいいって言ったからあ～  
アタシも全然わからないからあ～提出しちゃったんですう～(ブリブリ)

とかいう人が、必ずでる！



もうね…世の中すごい勢いなよね。  
そんなぶりっこするのは、昭和でさ。  
もう、そんな時代じゃないのよ。嘘は厳禁！  
厚生局に電話してくださいね。巻き込まないで～  
(きっと電話繋がらないんだけど…私のせいじ  
ゃないから。文句は、厚生局にいつて)



## ■ 本当の理由は、定額減税

実は、6月には、定額減税の手続きが始まるので、5月には、その準備を完了させておかないといけません。



経営企画室  
尾上千晶税理士事務所  
税理士 尾上千晶

5 月には、定額減税の申告の書類を、スタッフさん全員から回収して、いくら減税になるのかの、準備をする必要があります。

なので、診療報酬改定の賃上げの質問を、5 月に質問を受ける時間的な余裕はないのです。ご理解くださいね。

### ■ 3 月末までの、申し込みで、締切します

3 月末までの、申し込みで、賃上げの申請については、締切をしますね。  
その後は、申し訳ありませんが、すべての質問を、厚生局にお願いします。

尾上さん～冷たいわ～～いけず～♪

と言われる人もいると思いますが、もう仕方ないです。  
この規程は、保険診療点数なのでウソついたりしたら、詐欺となりますし。  
詐欺となれば、保険医取消とかもあり得るので。  
(そこまでの規模じゃないと思うけれど、正々堂々と橋を渡らないと、イケマセン)

書類の最後に、誓約書もついてますし。

**本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、  
記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。**

ご理解くださいね。

HP にも、この件については、3 月末で締切ました。として、表示します。



経営企画室  
尾上千晶税理士事務所  
税理士 尾上千晶